

API Gallery 利用規約  
(API プロバイダ向け)

2022年 2月28日現行

株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ

## 1章 総則

### 第1条（適用範囲）

- 1.API Gallery 利用規約（API プロバイダ向け）（以下「本規約」という。）は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「当社」という。）の運営する API Gallery（第2条で定義される。）の利用申込及び利用に適用されます。
- 2.API Gallery の利用については、本規約に同意のうえ、API Gallery API プロバイダ契約（第2条で定義される。）の締結が必要になります。
- 3.API Gallery の利用及び API Gallery を介した掲載 API（第2条で定義される。）に関する情報提供等は、日本国内に限るものとします。
4. 掲載 API に関する情報提供等の対象は、日本国内の法人（当該法人に所属する従業員等を含み、本規約において同様とする。）又は個人事業主に限られるものとし、事業として又は事業のために契約の当事者となる者以外の個人（一般消費者を含むがこれに限られない。）への提供等は想定されていません。

### 第2条（用語の定義）

1. 本規約における用語の定義は、別途定めるものを除き、以下の各号のとおりとします。
  - ①「API」とは、アプリケーションプログラムインターフェースをいいます。
  - ②「API Gallery」とは、自己の API 及びソリューション普及を希望する API プロバイダと API 及びソリューションの検索又は利用を希望するユーザーとのマッチング支援等のために当社が提供する、当社所定のウェブサイト及び関連するサービスをいいます。
  - ③「掲載 API」とは、API プロバイダが知的財産権を有する API 及び API を用いたサービス等であって、API Gallery API プロバイダ契約の定めに従いその関連する情報が API Gallery 上に掲載されているものをいいます。
  - ④「掲載情報」とは、API Gallery API プロバイダ契約の定めに従い API Gallery 上に掲載される、掲載 API の名称、仕様概要、動作環境、推奨環境、価格情報、使用条件、提供元等の情報をいいます。
  - ⑤「定期反映日」とは、API Gallery 上での掲載情報の削除を反映する日として当社が別途定める日をいいます。
  - ⑥「利用希望者」とは、API Gallery の利用を希望する日本国内の法人又は個人事業主をいいます。
  - ⑦「API プロバイダ」とは、本規約の定めに従って当社所定の API Gallery API プロバイダ契約を締結した法人又は個人事業主をいいます。
  - ⑧「ユーザー」とは、当社所定の「API Gallery 利用規約（ユーザー向け）」に同意のうえ、API Gallery を利用する者であり、API プロバイダが API Gallery を利用して掲載 API に関する情報提供等を行うことができる対象をいいます。
  - ⑨「API Gallery API プロバイダ契約」とは、本規約に基づき利用希望者と当社との間に締結される契約をいいます。
  - ⑩「API プロバイダアカウント」とは、API プロバイダが API Gallery API プロバイダ契約に基づき API Gallery を利用するため必要となる利用権をいいます。
  - ⑪「API プロバイダ ID」とは、API プロバイダが API Gallery を利用する際、当該 API プロバイダとその他の者とを識別するために用いられる符号をいいます。
  - ⑫「API プロバイダ ID 等」とは、API プロバイダ ID 及びこれにかかるパスワードの総称をいいます。

す。

- ⑬「API 利用契約」とは、ユーザーが掲載 API を利用等するために API プロバイダと締結する契約（仕様開示契約、サービス提供契約等を含むがこれらに限られない。）をいいます。
- ⑭「不可抗力」とは、天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疾病、感染症リスク若しくはこれに類するもの、争議行為、法令等の制定若しくは改廃、公共インフラ（輸送機関、通信回線等を含む。）の事故、電力事故、政府機関による命令、仕入先等の製造中止及び操業停止、API Gallery API プロバイダ契約上の義務の履行の結果に対する第三者による物理的侵害その他当社の責に帰すことのできない事由（当社の合理的な指示に基づく自宅待機措置等による API Gallery API プロバイダ契約の履行遅滞又は履行不能を含む。）をいいます。

### 第3条（本規約の変更）

1. 当社は、当社の裁量により、API プロバイダの承諾を得ることなく、いつでも本規約を変更できるものとします。なお、変更後の本規約は、当社が書面で API プロバイダに交付した時点（郵送の場合は API プロバイダに到達した時点）、電子メールで API プロバイダに送信した時点又は別途当社が指定する API Gallery のウェブサイト上に掲示した時点から効力を有するものとし、API プロバイダは本規約の変更後も API Gallery を利用することにより、変更後の本規約に同意したものとみなします。
2. 当社は、前項に基づく本規約の変更後において、変更前の API Gallery のすべての機能、品質、性能及び利用条件等が維持されることを保証せず、また、当該変更に起因し又は関連して API プロバイダに生じた損害又は不利益に対して一切の責任を負いません。
3. API プロバイダは、変更後の本規約の内容に同意しない場合、第 10 条の定めに従い API Gallery API プロバイダ契約を解除することができるものとします。

## 2章 API Gallery の利用

### 第4条（API プロバイダとの契約）

1. 利用希望者は、当社所定の方法により API Gallery の利用申込を行うものとし、当社は、利用希望者から利用申込を受けた場合において、当社の裁量により当該申込を承諾するときは、当社所定の方法により API プロバイダアカウントを付与することにより、当該利用希望者に対し API Gallery の利用を許可するものとします。
2. API Gallery API プロバイダ契約は、API プロバイダアカウントの付与を以て、当該 API プロバイダアカウントの付与を受けた利用希望者と当社との間で成立します。
3. API プロバイダアカウントの付与は、無料です。
4. API Gallery API プロバイダ契約は、第 1 項に基づく利用申込の内容と本規約（第 3 条に基づき変更された場合は変更後の本規約）とが一体として解釈されるものとします。
5. 当社は、利用希望者又は API プロバイダが次の各号のいずれかに該当する場合には、API プロバイダアカウントを付与しないことができるものとします。また、当社は、API プロバイダアカウント付与後に API プロバイダについて次の各号のいずれかに該当することが判明したときには、当該 API プロバイダに対し何らの責任を負うことなく、API プロバイダアカウントを無効化することにより当該 API プロバイダによる API Gallery の利用を停止し、又は API Gallery API プロバイダ契約を解除できるものとします。

- ①利用希望者又は API プロバイダが申込時に虚偽の事実を申告したと当社が判断したとき
  - ②利用希望者又は API プロバイダが過去に当社との契約に違反したことがあるとき
  - ③利用希望者又は API プロバイダが第 24 条（反社会的勢力との関係排除）に違反するおそれがあると当社が判断した場合
  - ④API プロバイダアカウントの維持が API Gallery の運営に支障をきたすと当社が判断したとき
  - ⑤その他当社が不相当と判断したとき
6. API プロバイダは、利用申込により当社に通知した事項に変更が生じたときには、当社所定の方法によりすみやかに変更登録を行うものとします。なお、API Gallery に登録した事項について、虚偽の記載、誤記入、記入漏れ、変更登録の遅延等があったことにより、API プロバイダが損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第5条（API プロバイダ ID 等の管理）

1. API プロバイダは、API プロバイダ ID 等を第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含む。）するものとします。API プロバイダ ID 等の管理不備、利用上の過誤、第三者の利用等により、API プロバイダ及び第三者が損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 第三者が API プロバイダ ID 等を用いて API Gallery を利用した場合、当該利用行為は利用された API プロバイダ ID 等を管理していた API プロバイダの行為とみなされ、その一切の責任は当該 API プロバイダに帰属するものとします。
3. API プロバイダは、その API プロバイダ ID 等の利用に起因し又は関連して当社が損害を被った場合、当該損害を賠償するものとします。ただし、当社の故意又は過失により API プロバイダ ID 等が第三者に利用された場合はこの限りではないものとします。

#### 第6条（当社の役割）

1. 当社は、API Gallery API プロバイダ契約の定めに従い、API プロバイダに対し掲載情報を API Gallery 上に掲載することを許諾し、又ユーザーが API Gallery 上で行う API プロバイダへの問合せを別途当社が定める方法により取次ぎます。なお、これらの掲載の許諾及び取次の対価は無償とします。
2. 当社は、掲載情報に関し、記載内容の事実確認、第三者の権利侵害又はそのおそれの有無、法令への抵触又はそのおそれの有無を含む、あらゆる観点での確認義務を負わないものとし、ユーザーが掲載 API を利用するために必要となるあらゆる契約は、ユーザーと API プロバイダとの間で締結されるものとします。当社は、自らが API プロバイダになる場合を除き、いかなる場合においても API 利用契約の当事者にはならず、API 利用契約、掲載 API 及び掲載情報に関して一切責任を負わないものとします。
3. 第 1 条第 3 項及び第 4 項の定めにかかわらず、当社は、日本国外の法人及び日本国内外問わず個人事業主以外の個人が API Gallery にアクセスし、掲載される情報を閲覧その他利用し、API プロバイダに対し問合せを行うことを物理的又は技術的に制御する義務を負うものではなく、又当該アクセス、閲覧、利用及び問合せ等が生じないことを保証するものではないものとし、API プロバイダはこれを確認し承諾します。

#### 第7条（掲載 API に関する情報の掲載）

1. API プロバイダは、API Gallery API プロバイダ契約の定め及び別途当社が定める手続きに従い、

掲載情報を API Gallery 上に掲載することにより、掲載 API に関する情報をユーザーに対して提供することができるものとします。ただし、以下の条件を満たさない情報は掲載できないものとします。

- ①API プロバイダが自己の裁量においてユーザーに対しその使用を許諾する権限を有している API に関する情報であること
  - ②API プロバイダが API Gallery における掲載に必要な権利（当社が API Gallery に掲載する権利を許諾する権利を含むがこれに限られない。）を有する情報であること
  - ③掲載 API に関する情報提供等及びその際の API Gallery の利用が、第三者の権利を侵害せず、またいかなる関連法令等の違反にもならないこと
  - ④別途当社が定めるフォーマット、ファイル形式その他の形式的要件を充足したものであること。
2. API プロバイダは、API Gallery API プロバイダ契約に従い、自己の責任と費用において、掲載情報を制作するものとします。なお、本規約が変更された場合は、変更後の規約に従って掲載情報を制作、更新するものとします。
3. API プロバイダは、API Gallery を利用するにあたり、API Gallery の仕様が予告なく変更される場合があることを了承するものとします。なお、API プロバイダは、API Gallery の仕様変更された場合の掲載情報の制作及び更新についても、自己の責任と費用において対応するものとします。

#### 第8条（情報掲載の終了）

API プロバイダが API Gallery における掲載情報の掲載を終了する際は、当社所定の方法に基づき掲載終了の手続きを行うものとします。

#### 第9条（当社による掲載停止等）

1. 当社は、以下の各号いずれかに該当すると当社が判断する場合、API プロバイダに対し掲載情報の記述の追加・修正等の要請し、又は自ら API Gallery から当該掲載情報を一時的又は永続的に削除できるものとし、API プロバイダはこれに異議なく従うものとします。
  - ①掲載情報が第7条（掲載 API に関する情報の掲載）第1項各号記載の条件を満たさない場合
  - ②掲載情報に誤り又は掲載 API に関して誤解を招く記述がある場合
  - ③ユーザーからのクレームが多発する、その他掲載 API の品質に関する懸念がある場合
  - ④掲載 API 又は掲載情報につき、自らの権利を侵害するものとして第三者から何らかの訴え、異議、請求等がなされた場合
  - ⑤その他当社が必要と判断する場合
2. 当社は、前項各号への該当有無の確認のため、API Gallery 上の掲載情報を当社所定の方法で確認し API プロバイダに対して必要な問合せをすることができるものとします。この場合、API プロバイダは当社からの問合せに誠実に対応するものとします。
3. 前各項に定める事項は、当社の権利であって義務ではないものとし、API プロバイダはこれを確認し承諾します。

#### 第10条（API プロバイダによる解除）

1. API プロバイダは、当社所定の期日までに当社所定の方法により通知することにより、API Gallery API プロバイダ契約を解除することができるものとします。
2. 当社は、前項に基づく解除通知を受領した日以降初めに到来する定期反映日において、該当の API プロバイダの全ての掲載情報を API Gallery 上から削除するものとし、API Gallery API プロバイダ契約は、当該削除時点を以て終了するものとします。

## 第11条（問合せの取次）

1. 当社は、API プロバイダが希望する場合において、API Gallery の機能を利用した掲載 API 又は掲載情報に関するユーザーからの問合せがあったときは、当社所定の方法により、当該問合せを API プロバイダに取り次ぎます。
2. API プロバイダは、当社が前項にいう取次に必要な限りにおいて、当社がユーザーその他第三者からの問合せ内容を知得し閲覧することを承諾します。

## 第12条（API 利用契約にかかる特則）

1. 掲載 API にかかる API プロバイダとユーザーとの取引には、定め以下の条件が適用されるものとします。
  - ①API 利用契約は、掲載 API に関する API プロバイダ所定の契約条件により、API プロバイダとユーザーとの間で直接成立するものとします。
  - ②掲載 API の提供等にかかる対価の精算については、API 利用契約に定める請求及び支払条件に基づき、API プロバイダとユーザーとの間で実施するものとします。
  - ③API 利用契約上の責任、その他掲載 API 及び掲載 API 利用にかかる申込の誘因としての掲載情報に関するユーザーその他の第三者に対する一切の責任は、API プロバイダが負うものとします。
  - ④掲載 API 及び掲載情報の瑕疵、破損、アフターサービスの苦情、または API プロバイダとユーザーとの間で締結した API 利用契約の解除等に関するトラブルは全て API プロバイダとユーザーとの間で解決するものとします。
  - ⑤前各号に掲げるほか、掲載 API にかかるユーザーとの取引に関して、API プロバイダが API Gallery を利用したこと起因し又は関連して、ユーザー及び公的機関を含めたあらゆる第三者との間での紛争、法令違反の懸念、捜査が生じた場合には、API プロバイダはこれらを責任をもって解決するものとし、当社に一切損害を被らせないものとします。また、API プロバイダが API Gallery を利用したこと起因し又は関連して、当社が第三者から請求を受け、当社に損害が生じたときは、API プロバイダは当社に生じた全ての損害（弁護士費用も含む。）を賠償する責任を負うものとします。

## 第13条（API プロバイダの実施・遵守事項）

1. API プロバイダは、API Gallery において掲載 API に関する情報提供等を行うにあたり、ユーザーからの問合せへの対応及び API 利用契約上の義務の履行を、その責任において実施するものとします。
2. API プロバイダは、ユーザーからの掲載 API 又は掲載情報に関する問い合わせ等に対して、十分な対応を行う体制を構築し、かつこれを維持するものとします。
3. API プロバイダは、API Gallery における掲載 API に関する情報提供等に際し、掲載 API の不具合、トラブル等が判明した際は当社にすみやかに情報を通知するものとします。
4. API プロバイダは掲載情報について API Gallery API プロバイダ契約の契約期間を通じ常に最新、正確かつ完全に保つよう最大限努力するものとします。
5. API プロバイダは、API Gallery における掲載 API に関する情報提供等に際し、セキュリティを含む掲載 API の品質を維持・向上に努めるものとします。
6. API プロバイダは、当社又は当社が指定する第三者に対し、API プロバイダの商標、商号、ロゴを含む掲載情報その他 API プロバイダが API Gallery の利用に際し当社又は当社が指定する第三者に

提供するデータ、資料等につき、複製、翻訳、公衆送信、二次的著作物の作成その他方法の如何を問わず利用する権利（自ら利用することと、当社の指定する第三者にこれらの利用を再許諾する権利を含みます）を、当社が API Gallery API プロバイダ契約に定める自己の役割を果たすにあたり必要な範囲において無償で許諾するものとします。（ただし、当社は、API プロバイダの商標については、API プロバイダが提供する形から変更せず（当該商標の形状を変更せずに表示のために必要なサイズに変更する場合を除く）、また API プロバイダからの削除要求があった場合には合理的な期間をもってこれに従います。）

7. ユーザーから API プロバイダに対し、掲載 API、掲載情報、その他 API プロバイダの API Gallery の利用に関連し何らかの問合せ、請求又は紛争があった場合、API プロバイダは、すみやかに当社に通知するものとします。また、API プロバイダは、自らの費用と責任においてこれらへの対応及び処理解決を行い、当社に一切迷惑をかけないとともに、当社に費用、損害等が生じた場合にはこれを補償するものとします。（ただし、当社の故意又は重過失により発生した問合せや紛争についてはこの限りではないものとします。）
8. 前項の場合において、当社が前項にいう問合せ、請求又は紛争の対応及び処理解決を行う場合、API プロバイダは、当該対応及び処理解決のために必要となる協力を行うとともに、当社に生じた費用、損害等を補償するものとします。
9. API プロバイダは、API Gallery API プロバイダ契約に基づいて取得する権利について、第三者に譲渡、再許諾等できないものとします。また、API Gallery において当社が API プロバイダに提供した情報その他著作物は、当該 API プロバイダのみ利用することができるものであり、API プロバイダは当社の書面による事前の承諾なくして、当社から提供を受けた情報その他著作物を第三者に開示し又利用させないものとします。
10. API プロバイダは、API Gallery API プロバイダ契約に別段の定めがある場合又は API プロバイダと当社との間で別途合意した場合を除き、当社に対して、名目の如何を問わず一切の金銭その他の請求をしないものとします。

#### 第14条（禁止事項）

1. API プロバイダは、API Gallery の利用に際し、以下の行為を行わないものとします。
  - ① API Gallery を API Gallery API プロバイダ契約の主旨に沿わない目的で又はその他不正の目的の為に利用すること
  - ② ユーザーの問合せ情報その他 API Gallery の利用を通じて取得したデータ又は情報を、ユーザーに対する掲載 API の情報提供又は掲載 API の提供等以外の目的に、ユーザーの同意無しに利用すること（掲載 API 以外の API プロバイダ製品等のためのマーケティング又は販売促進等を含むがそれに限られない）
  - ③ API Gallery API プロバイダ契約に基づく権利を第三者に譲渡し又は再許諾すること
  - ④ API Gallery に関連して使用される当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権等その他一切の権利を侵害する行為、侵害を目的とする行為又は侵害するおそれのある行為
  - ⑤ コンピューターウイルス、スパムメール等その他有害なコンピュータプログラム等を送信するなど、当社による API Gallery の提供又は他の API プロバイダ若しくはユーザーによる API Gallery

- の利用を妨害し、又は提供に支障を来たす行為
- ⑥犯罪行為を助長し、又はその他犯罪行為に結びつくおそれのある行為
  - ⑦当社又は第三者を誹謗中傷し、その名誉、信用を害する行為
  - ⑧API Gallery に関する情報を改竄又は消去する行為
  - ⑨API Gallery について、改変若しくは改ざんをし、又は逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングによるソースコードの解析を行う行為
  - ⑩当社もしくは第三者の設備、又は API Gallery 用設備に無権限でアクセスし、その利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
  - ⑪その他、当社が合理的に、不適切・不相当と判断する行為
  - ⑫上記各号の他、法令、API Gallery API プロバイダ契約若しくは公序良俗に違反し又は違反するおそれのある行為、API Gallery の運営を妨害する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与えるおそれのある行為
2. API プロバイダは、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされる若しくはなされたおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。

### 3章 当社による停止・中断

#### 第15条（当社による利用の停止及び契約解除）

1. 当社は、API プロバイダが以下の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、何らの催告を要せずかつ何らの責任を負うことなく、当該 API プロバイダによる API Gallery の利用を停止し、又 API Gallery API プロバイダ契約を解除することができるものとします。
- ①仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、仮登記担保契約に関する法律第 2 条に定める通知、手形交換所の取引停止処分もしくは租税公課の滞納その他滞納処分を受け又はこれらの申立、処分、通知を受けるべき事由を生じた場合
  - ②支払停止、支払不能もしくは債務超過の状態に陥り又は破産、会社更生手続及び民事再生手続等の倒産処理手続（当該 API Gallery API プロバイダ契約締結後に改定され若しくは制定された法令に基づくものを含む。）の申立原因を生じ、又はこれらの申立を受けもしくは自らこれらの申立をした場合
  - ③API プロバイダが第 14 条（禁止事項）に定める禁止事項のいずれかに該当する行為を実施した場合
  - ④API プロバイダが第 24 条（反社会的勢力との関係排除）第 1 項又は第 2 項に違反した場合
  - ⑤その他、当社が当該 API プロバイダによる API Gallery 利用の継続が不相当と判断する場合

#### 第16条（一時的な中断及び提供停止）

1. 当社は、次の場合には、API プロバイダへの事前の通知又は承諾を要することなく、API Gallery の提供を中断することができるものとします。
- ①不可抗力により API Gallery の提供ができない場合
  - ②API Gallery 提供用の設備の保守上又は工事上やむをえない場合
  - ③運用上又は技術上、API Gallery の一時的な中断を必要とする場合
  - ④その他、やむを得ない理由のより、API Gallery の提供ができない場合
2. 当社は、前項に定める他、API Gallery 提供用の設備等の定期点検を行うため、API プロバイダに事前に通知の上、API Gallery の提供を一時的に中断できるものとします。



3. 当社は、API プロバイダが第 15 条（当社による利用の停止及び契約解除）第 1 項各号のいずれかに該当する場合又は API プロバイダが API Gallery API プロバイダ契約に違反した場合には、当該 API プロバイダへの通知若しくは催告を要することなく API Gallery の全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
4. 当社は、前三項に定める事由により API Gallery を提供できなかったことにより API プロバイダ又は第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

#### 第17条（API Gallery の廃止）

1. 当社は、次の各号の一に該当する場合、あらかじめ API Gallery の廃止日を API プロバイダに通知することにより、API Gallery の全部又は一部を廃止し、API Gallery の廃止日をもって API Gallery API プロバイダ契約の全部又は一部を解除できるものとします。
  - ①API Gallery 廃止日の 90 日前までに API プロバイダに通知した場合
  - ②不可抗力により API Gallery の全部又は一部の提供が不可能となった場合
  - ③第三者サービス等の廃止、提供中止等により API Gallery の全部又は一部の提供が不可能となった場合
2. 当社は、前項に基づく API Gallery の廃止によって API プロバイダに生じた損害又は不利益に対して一切の責任を負いません。

#### 第18条（掲載終了後の当社の責任）

1. 当社は、第 8 条（情報掲載の終了）に従い API プロバイダが掲載情報の掲載を終了した場合、又は理由の如何を問わず API Gallery API プロバイダ契約が解除され若しくは終了した場合、情報掲載の終了日以後、掲載終了した掲載 API 及び掲載情報に関して API プロバイダ、ユーザーその他いかなる第三者に対しても一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、情報掲載の終了日以後、掲載終了した掲載 API 及び掲載情報に関するユーザーからの問合せに対し、当社の裁量により API プロバイダによる掲載情報の掲載及び掲載 API の提供が終了した旨の回答のみ実施する場合がありますが、当該回答の有無にかかわらず、当社は前項のとおり当該掲載 API 及び掲載情報に関して一切の責任を負わないものとします。
3. API プロバイダは、情報掲載等終了日以後、掲載終了した掲載 API 及び掲載情報に関するユーザーからの問合せ、クレーム、請求その他の連絡に対し一切の責任を持つものとします。また、API プロバイダは、自らの費用と責任においてこれらへの対応及び処理解決を行い、当社に一切迷惑をかけることなく、当社に費用、損害等が生じた場合にはこれを補償するものとします。

### 4章 機密保持、個人情報保護

#### 第19条（機密保持）

1. API プロバイダ及び当社は、API Gallery の提供に際して相手方から書面、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により開示又は電磁的方法により開示された技術上、営業その他業務上の情報であって、相手方が当該情報に直接機密である旨表示したもの（以下「機密情報」という。）について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、第 4 項で定める者に開示する場合を除き、機密情報を第三者に開示してはならないものとします。（以下、本条において機密情報を開示する当事者を「開示者」といい、開示される当事者を「被開示者」という。）
2. 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は機密情報に含まれないものとします。

- ①開示時点で既に公知のもの又は開示後に被開示者の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
  - ②開示時点で被開示者が既に保有しているもの
  - ③開示後に被開示者が守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
  - ④開示後に被開示者が機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの
  - ⑤オープンソースソフトウェアの著作権者より開示を義務付けられているもの
3. 被開示者は、開示者から開示された機密情報について、API Gallery API プロバイダ契約の目的の範囲内でのみ使用するものとし、API Gallery API プロバイダ契約の履行にあたり必要となる場合を除き、複製、改変が必要な場合は、事前に開示者から書面又は電磁的方法による承諾を受けるものとします。
4. 被開示者は、API Gallery API プロバイダ契約の履行に必要な範囲において、自己及び直接又は間接の親会社の役員、従業員に対して機密情報を開示できるとともに、API Gallery の提供に必要な委託先その他の第三者及び弁護士、税理士、公認会計士その他法令に基づき守秘義務を負う者に対して、開示できるものとします。ただし、被開示者は、第三者に開示した機密情報の機密保持について、開示者に対して API Gallery API プロバイダ契約上の責任を負うものとします。
5. 第 1 項にかかわらず、被開示者は、法令、通達、ガイドライン等（以下総称して「法令等」という。）に基づき、開示を要求される場合には、要求される範囲に限り機密情報を開示することができるものとします。ただし、当該開示を行うにあたっては、必要最小限の範囲での開示となるよう合理的な努力を行うものとし、事前に（緊急止むを得ない場合には、事後速やかに）開示者に対して当該開示について通知するものとします。
6. API Gallery API プロバイダ契約が終了した場合又は開示者から要請があった場合、被開示者は、開示者から開示された機密情報を開示者の要請に応じて開示者及び被開示者間で協議の上定めた方法に従い破棄又は消去した上で、開示者の要請がある場合、当該破棄日又は消去日から起算して 30 日以内に開示者及び被開示者間で協議の上定める確認書を提出するものとします。

## 第20条（個人情報の取り扱い）

1. API Gallery API プロバイダ契約の履行において、API プロバイダ及び当社が相手方に個人情報の提供を行う場合、本条の定めに従うものとします。なお、個人情報とは、「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」（以下「法」という。）第 2 条第 1 項で定める個人情報をいいます。
2. API プロバイダ及び当社は、相手方に対し提供する情報に個人情報が含まれる場合は、個人情報を提供する正当な権利を有することを保証するとともに、あらかじめ書面にて当該個人情報を特定し、明示しなければならないものとします。API プロバイダ及び当社が本項に違反した場合、その相手方は当該情報について本条の定めに基づく義務を負わないものとします。
3. API プロバイダ及び当社は、個人情報の取扱いについて、次の各号で定める義務を負うものとします。
  - ①個人情報を API Gallery API プロバイダ契約の履行以外の目的のために利用（以下「目的外利用」という。）しないこと
  - ②個人情報を第三者に提供しないこと（ただし、第 6 項又は第 7 項に該当する場合には、第三者に個人情報を提供することができるものとする。）
  - ③個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等（以下「漏洩等」という。）の防止その他個人情報

の適切な管理のために必要な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じること

- ④自己の責任において、API Gallery API プロバイダ契約により個人情報を取り扱う自己の従業者（雇用関係にある従業員のみならず、取締役、執行役、監査役、派遣社員等を含み、以下「従業者」という。）に本条の義務を遵守させること
4. API プロバイダ及び当社は、個人情報の取扱いを円滑に推進するために、それぞれ個人情報保護担当者を定め相手方に書面又は電磁的方法により通知（これを変更した場合も同様とする。）し、相手方からの要請、指示等の受理、相手方への依頼又は報告その他相手方との連絡、確認等については、原則として個人情報保護担当者を通じて行うものとします。なお、個人情報保護担当者は、自己の従業者への指示管理を行うものとします。
  5. API プロバイダ及び当社は、相手方に対し、個人情報の取扱いにつき第 3 項の義務の履行状況を、個人情報の利用期間中 6 か月に一度の頻度（ただし、API Gallery の利用期間が 6 か月に満たない場合には、利用期間満了時とする。）にて報告し、内容につき相手方は確認するものとします。
  6. API プロバイダ及び当社は、API Gallery API プロバイダ契約を履行するにあたり、委託先に個人情報の全部又は一部の取扱いを委託する場合、事前に相手方の書面による承諾を得るものとし、本条で定める自己の義務と同等以上の義務を当該委託先に課すとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託先に対する必要かつ適切な監督を行うものとします。
  7. 第 3 項及び前項にかかわらず、API プロバイダ及び当社は、法令等に基づき、提供を義務付けられる場合には、義務付けられる範囲に限り第三者に対し個人情報を提供することができるものとします。ただし、当該提供を行うにあたっては、必要最小限の範囲での提供となるよう合理的な努力を行うものとし、事前に（緊急止むを得ない場合には、事後速やかに）相手方に対して当該提供について通知するものとします。
  8. API プロバイダ及び当社は、API Gallery API プロバイダ契約の履行にあたり必要となる場合を除き、相手方の事前の書面又は電磁的方法による承諾を得ることなく、個人情報を複製してはならないものとします。なお、個人情報の複製物の取扱いは本条に従うものとします。
  9. API プロバイダ及び当社は、個人情報の漏洩等が発生した場合は、直ちに相手方に報告を行い、対応等について相手方と協議するものとします。
  10. API プロバイダ及び当社は、相手方から個人情報を受領した場合、API プロバイダ及び当社間の協議の上定めた方法に従い、個人情報の受領証を相手方に提出するものとします。
  11. API Gallery API プロバイダ契約が終了した場合又は相手方から要請があった場合、API プロバイダ及び当社は、相手方から提供された個人情報を相手方の要請に応じて API プロバイダ及び当社間で協議の上定めた方法に従い破棄又は消去した上で、当該破棄日又は消去日から起算して 30 日以内に API プロバイダ及び当社間で協議の上定める確認書を相手方に対して提出するものとします。
  12. API プロバイダ及び当社は、相手方から提供された個人情報の主体（以下「本人」という。）に対して法第 27 条から第 33 条で定める個人情報の利用目的の通知、開示、訂正等及び利用停止等（以下総称して「開示等」という。）を行う権限を有せず、本人から開示等の請求を受けた場合、速やかにその旨を相手方に通知するものとし、当該通知を受けた相手方は本人に対して必要な対応を取らなければならないものとします。
  13. API プロバイダ又は当社は、前項の定めによる必要な対応を行わなかったことにより相手方が本人又は関係する第三者から法第 34 条で定める裁判上の訴えを提起された場合、自己の責任と費用をもって当該訴えを処理し解決するものとします。
  14. API プロバイダ及び当社は、本条の内容及び安全管理措置その他付随する事項を変更する必要が

生じた場合、変更内容、変更範囲、変更に必要な費用等を考慮し、その対応について誠実に協議するものとします。

## 5章 雑則

### 第21条（責任の範囲）

1. 当社は、API プロバイダが API Gallery を利用することにより得た情報等についていかなる保証責任も負わないものとします。
2. 当社は、API Gallery について、正確性、合法性、有用性及び API プロバイダが意図する利用目的への適合性等に関し、いかなる保証責任も負わないものとします。
3. API プロバイダが API Gallery を利用する際にサーバ等の設備に蓄積したデータ等が消失し、又は第三者により改ざん等された場合、当社は、技術的に可能かつ当社が合理的と判断する範囲で当該データ等の復旧に努めるものとし、その復旧への努力をもって、消失又は改ざん等に伴う API プロバイダ又は第三者からの損害賠償の請求を免れるものとします。
4. 当社は、当社の故意又は重過失の場合を除き、いかなる場合も、API プロバイダ及びユーザー、その他の第三者において生じた損害について損害賠償責任を負わないものとします。

### 第22条（不可抗力）

1. 当社は、不可抗力による API Gallery API プロバイダ契約の履行遅滞又は履行不能について、API プロバイダに対し責任を負わないものとします。
2. 当社は、次の事由による API Gallery API プロバイダ契約の履行遅滞又は履行不能について、API プロバイダに対し責任を負わないものとします。
  - ① API Gallery API プロバイダ契約締結時点において合理的な範囲で把握できなかったコンピュータウイルス、ハッキング、サイバーアタック、第三者による不正アクセス行為その他セキュリティの脆弱性に起因するもの
  - ② 当社の責によらないハードウェア又はソフトウェアの不具合によるもの
  - ③ API Gallery API プロバイダ契約の履行の際に当社のシステムに接続される API プロバイダ等のシステム、サービス又はネットワークの不具合に起因するもの
  - ④ 当社が善良なる管理者としての注意を払ったが予見できなかった設備又はソフトウェアの不具合、又はトランザクションの過度の集中によるシステムダウンに起因するもの
  - ⑤ 電気通信事業者の責に帰すべき故障、アクセス不能及び性能の劣化に起因するもの
  - ⑥ 端末機器、周辺機器、その他のソフトウェア及び通信回線等、本サービスに含まれるコンピュータプログラムの稼動環境に含まれる第三者のソフトウェアに起因した、コンピュータプログラムの稼動不良に起因するもの

### 第23条（著作権等）

1. API Gallery において当社が提供するホームページ等のコンテンツ、プログラム、画面デザイン、マニュアル、その他一切の著作物の著作権は、API プロバイダ又は第三者が従前保有していたものを除き、当社に帰属するものとし、API Gallery API プロバイダ契約において明示的に定められている場合を除き、API プロバイダは複製、翻案、公衆送信等を含む一切の利用権を許諾されるものではないことを承諾します。
2. API プロバイダは、前項に定める他、API Gallery に関するその他の知的財産権及びノウハウ等を

取得するものでないことを確認し承諾します。

#### 第24条（反社会的勢力との関係排除）

1. API プロバイダ及び当社は、自己及び自己の役員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. API プロバイダ及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

3. 第15条（当社による利用の停止及び契約解除）第1項第4号で定める事由に該当したことにより、API Gallery API プロバイダ契約の全部又は一部を解除された者は、自己に損害が生じた場合にも、相手方に何らの請求を行わないものとします。また、当該相手方に損害が生じた場合は、その賠償責任を負うものとします。

#### 第25条（存続条項）

1. API Gallery API プロバイダ契約の終了後においても、第19条（機密保持）は契約の終了後3年間は有効に存続し、第6条（当社の役割）第2項、第12条（API利用契約にかかる特則）、第13条（APIプロバイダの実施・遵守事項）第7項乃至第10項、第18条（掲載終了後の当社の責任）、第20条（個人情報の取扱い保護）、第21条（責任の範囲）、第23条（著作権等）、第32条（契約終了後の処理）、第26条（分離可能性）、第27条（合意管轄）、第28条（準拠法）及び第29条（協議）は有効に存続するものとします。

#### 第26条（分離可能性）

1. API Gallery API プロバイダ契約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効と判断された場合であっても、API Gallery API プロバイダ契約全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効と判断された条項その一部については、有効となるために必要な範囲で修正し、その趣旨及び同等の効果が最大限確保されるよう解釈されます。

#### 第27条（合意管轄）

1. API Gallery API プロバイダ契約及び API Gallery の利用に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第28条（準拠法）

1. API Gallery API プロバイダ契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

#### 第29条（協議）

1. API Gallery API プロバイダ契約に定めのない事項その他 API Gallery API プロバイダ契約の条項に関し疑義を生じた場合は、API プロバイダ及び当社間で協議の上円満に解決を図るものとします。

#### 附則

本規約は、2021年8月26日から適用されます。

#### 附則

本規約は、2022年2月28日から適用されます。

API Gallery 利用規約  
(ソリューションプロバイダ向け)

2022年 2月28日現行

株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ

# 1章 総則

## 第1条（適用範囲）

- 1.API Gallery 利用規約（ソリューションプロバイダ向け）（以下「本規約」という。）は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「当社」という。）の運営する API Gallery（第2条で定義される。）の利用申込及び利用に適用されます。
- 2.API Gallery の利用については、本規約に同意のうえ、API Gallery ソリューションプロバイダ契約（第2条で定義される。）の締結が必要になります。
- 3.API Gallery の利用及びAPI Gallery を介した掲載ソリューション（第2条で定義される。）に関する情報提供等は、日本国内に限るものとします。
- 4.掲載ソリューションに関する情報提供等の対象は、日本国内の法人（当該法人に所属する従業員等を含み、本規約において同様とする。）又は個人事業主に限られるものとし、事業として又は事業のために契約の当事者となる者以外の個人（一般消費者を含むがこれに限られない。）への提供等は想定されていません。

## 第2条（用語の定義）

- 1.本規約における用語の定義は、別途定めるものを除き、以下の各号のとおりとします。
  - ①「API」とは、アプリケーションプログラムインターフェースをいいます。
  - ②「API Gallery」とは、自己のAPI及びソリューション普及を希望するソリューションプロバイダとAPI及びソリューションの検索又は利用を希望するユーザーとのマッチング支援等のために当社が提供する、当社所定のウェブサイト及び関連するサービスをいいます。
  - ③「掲載ソリューション」とは、ソリューションプロバイダが知的財産権を有するソリューション等であって、API Gallery ソリューションプロバイダ契約の定めに従いその関連する情報がAPI Gallery 上に掲載されているものをいいます。
  - ④「掲載情報」とは、API Gallery ソリューションプロバイダ契約の定めに従いAPI Gallery 上に掲載される、掲載ソリューションの名称、仕様概要、動作環境、推奨環境、価格情報、使用条件、提供元等の情報をいいます。
  - ⑤「定期反映日」とは、API Gallery 上での掲載情報の削除を反映する日として当社が別途定める日をいいます。
  - ⑥「利用希望者」とは、API Gallery の利用を希望する日本国内の法人又は個人事業主をいいます。
  - ⑦「ソリューションプロバイダ」とは、本規約の定めに従って当社所定のAPI Gallery ソリューションプロバイダ契約を締結した法人又は個人事業主をいいます。
  - ⑧「ユーザー」とは、当社所定の「API Gallery 利用規約（ユーザー向け）」に同意のうえ、API Gallery を利用する者であり、ソリューションプロバイダがAPI Gallery を利用して掲載ソリューションに関する情報提供等を行うことができる対象をいいます。
  - ⑨「API Gallery ソリューションプロバイダ契約」とは、本規約に基づき利用希望者と当社との間に締結される契約をいいます。
  - ⑩「ソリューションプロバイダアカウント」とは、ソリューションプロバイダがAPI Gallery ソリューションプロバイダ契約に基づきAPI Gallery を利用するため必要となる利用権をいいます。
  - ⑪「ソリューションプロバイダID」とは、ソリューションプロバイダがAPI Gallery を利用する際、当該ソリューションプロバイダとその他の者とを識別するために用いられる符号をいいます。
  - ⑫「ソリューションプロバイダID等」とは、ソリューションプロバイダID及びこれにかかるパス



ワードの総称をいいます。

- ⑬「ソリューション利用契約」とは、ユーザーが掲載ソリューションを利用等するためにソリューションプロバイダと締結する契約（仕様開示契約、サービス提供契約等を含むがこれらに限られない。）をいいます。
- ⑭「不可抗力」とは、天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疾病、感染症リスク若しくはこれに類するもの、争議行為、法令等の制定若しくは改廃、公共インフラ（輸送機関、通信回線等を含む。）の事故、電力事故、政府機関による命令、仕入先等の製造中止及び操業停止、API Gallery ソリューションプロバイダ契約上の義務の履行の結果に対する第三者による物理的侵害その他当社の責に帰すことのできない事由（当社の合理的な指示に基づく自宅待機措置等による API Gallery ソリューションプロバイダ契約の履行遅滞又は履行不能を含む。）をいいます。

### 第3条（本規約の変更）

1. 当社は、当社の裁量により、ソリューションプロバイダの承諾を得ることなく、いつでも本規約を変更できるものとします。なお、変更後の本規約は、当社が書面でソリューションプロバイダに交付した時点（郵送の場合はソリューションプロバイダに到達した時点）、電子メールでソリューションプロバイダに送信した時点又は別途当社が指定する API Gallery のウェブサイト上に掲示した時点から効力を有するものとし、ソリューションプロバイダは本規約の変更後も API Gallery を利用することにより、変更後の本規約に同意したものとみなします。
2. 当社は、前項に基づく本規約の変更後において、変更前の API Gallery のすべての機能、品質、性能及び利用条件等が維持されることを保証せず、また、当該変更起因し又は関連してソリューションプロバイダに生じた損害又は不利益に対して一切の責任を負いません。
3. ソリューションプロバイダは、変更後の本規約の内容に同意しない場合、第 10 条の定めに従い API Gallery ソリューションプロバイダ契約を解除することができるものとします。

## 2章 API Gallery の利用

### 第4条（ソリューションプロバイダとの契約）

1. 利用希望者は、当社所定の方法により API Gallery の利用申込を行うものとし、当社は、利用希望者から利用申込を受けた場合において、当社の裁量により当該申込を承諾するときは、当社所定の方法によりソリューションプロバイダアカウントを付与することにより、当該利用希望者に対し API Gallery の利用を許可するものとします。
2. API Gallery ソリューションプロバイダ契約は、ソリューションプロバイダアカウントの付与を以て、当該ソリューションプロバイダアカウントの付与を受けた利用希望者と当社との間で成立します。
3. ソリューションプロバイダアカウントの付与は、無料です。
4. API Gallery ソリューションプロバイダ契約は、第 1 項に基づく利用申込の内容と本規約（第 3 条に基づき変更された場合は変更後の本規約）とが一体として解釈されるものとします。
5. 当社は、利用希望者又はソリューションプロバイダが次の各号のいずれかに該当する場合には、ソリューションプロバイダアカウントを付与しないことができるものとします。また、当社は、ソリューションプロバイダアカウント付与後にソリューションプロバイダについて次の各号のいずれかに該当することが判明したときには、当該ソリューションプロバイダに対し何らの責任を負うことなく、ソリューションプロバイダアカウントを無効化することにより当該ソリューションプロバ

イダによる API Gallery の利用を停止し、又は API Gallery ソリューションプロバイダ契約を解除できるものとします。

- ①利用希望者又はソリューションプロバイダが申込時に虚偽の事実を申告したと当社が判断したとき
- ②利用希望者又はソリューションプロバイダが過去に当社との契約に違反したことがあるとき
- ③利用希望者又はソリューションプロバイダが第 24 条（反社会的勢力との関係排除）に違反するおそれがあると当社が判断した場合
- ④ソリューションプロバイダアカウントの維持が API Gallery の運営に支障をきたすと当社が判断したとき
- ⑤その他当社が不相当と判断したとき

6. ソリューションプロバイダは、利用申込により当社に通知した事項に変更が生じたときには、当社所定の方法によりすみやかに変更登録を行うものとします。なお、API Gallery に登録した事項について、虚偽の記載、誤記入、記入漏れ、変更登録の遅延等があったことにより、ソリューションプロバイダが損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第5条（ソリューションプロバイダ ID 等の管理）

1. ソリューションプロバイダは、ソリューションプロバイダ ID 等を第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含む。）するものとします。ソリューションプロバイダ ID 等の管理不備、利用上の過誤、第三者の利用等により、ソリューションプロバイダ及び第三者が損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 第三者がソリューションプロバイダ ID 等を用いて API Gallery を利用した場合、当該利用行為は利用されたソリューションプロバイダ ID 等を管理していたソリューションプロバイダの行為とみなされ、その一切の責任は当該ソリューションプロバイダに帰属するものとします。
3. ソリューションプロバイダは、そのソリューションプロバイダ ID 等の利用に起因し又は関連して当社が損害を被った場合、当該損害を賠償するものとします。ただし、当社の故意又は過失によりソリューションプロバイダ ID 等が第三者に利用された場合はこの限りではないものとします。

#### 第6条（当社の役割）

1. 当社は、API Gallery ソリューションプロバイダ契約の定めに従い、ソリューションプロバイダに対し掲載情報を API Gallery 上に掲載することを許諾し、又ユーザーが API Gallery 上で行うソリューションプロバイダへの問合せを別途当社が定める方法により取次ぎます。なお、これらの掲載の許諾及び取次の対価は無償とします。
2. 当社は、掲載情報に関し、記載内容の事実確認、第三者の権利侵害又はそのおそれの有無、法令への抵触又はそのおそれの有無を含む、あらゆる観点での確認義務を負わないものとし、ユーザーが掲載ソリューションを利用するために必要となるあらゆる契約は、ユーザーとソリューションプロバイダとの間で締結されるものとします。当社は、自らがソリューションプロバイダになる場合を除き、いかなる場合においてもソリューション利用契約の当事者にはならず、ソリューション利用契約、掲載ソリューション及び掲載情報に関して一切責任を負わないものとします。
3. 第 1 条第 3 項及び第 4 項の定めにかかわらず、当社は、日本国外の法人及び日本国内外問わず個人事業主以外の個人が API Gallery にアクセスし、掲載される情報を閲覧その他利用し、ソリューションプロバイダに対し問合せを行うことを物理的又は技術的に制御する義務を負うものではな

く、又当該アクセス、閲覧、利用及び問合せ等が生じないことを保証するものではないものとし、ソリューションプロバイダはこれを確認し承諾します。

#### 第7条（掲載ソリューションに関する情報の掲載）

1. ソリューションプロバイダは、API Gallery ソリューションプロバイダ契約の定め及び別途当社が定める手続きに従い、掲載情報をAPI Gallery 上に掲載することにより、掲載ソリューションに関する情報をユーザーに対して提供することができるものとします。ただし、以下の条件を満たさない情報は掲載できないものとします。
  - ①ソリューションプロバイダが自己の裁量においてユーザーに対しその使用を許諾する権限を有しているソリューションに関する情報であること
  - ②ソリューションプロバイダがAPI Gallery における掲載に必要な権利（当社がAPI Gallery に掲載する権利を許諾する権利を含むがこれに限られない。）を有する情報であること
  - ③掲載ソリューションに関する情報提供等及びその際のAPI Gallery の利用が、第三者の権利を侵害せず、またいかなる関連法令等の違反にもならないこと
  - ④別途当社が定めるフォーマット、ファイル形式その他の形式的要件を充足したものであること。
2. ソリューションプロバイダは、API Gallery ソリューションプロバイダ契約に従い、自己の責任と費用において、掲載情報を制作するものとします。なお、本規約が変更された場合は、変更後の規約に従って掲載情報を制作、更新するものとします。
3. ソリューションプロバイダは、API Gallery を利用するにあたり、API Gallery の仕様が予告なく変更される場合があることを了承するものとします。なお、ソリューションプロバイダは、API Gallery の仕様変更された場合の掲載情報の制作及び更新についても、自己の責任と費用において対応するものとします。

#### 第8条（情報掲載の終了）

1. ソリューションプロバイダがAPI Gallery における掲載情報の掲載を終了する際は、当社所定の方法に基づき掲載終了の手続きを行うものとします。

#### 第9条（当社による掲載停止等）

1. 当社は、以下の各号いずれかに該当すると当社が判断する場合、ソリューションプロバイダに対し掲載情報の記述の追加・修正等の要請し、又は自らAPI Gallery から当該掲載情報を一時的又は永続的に削除できるものとし、ソリューションプロバイダはこれに異議なく従うものとします。
  - ①掲載情報が第7条（掲載ソリューションに関する情報の掲載）第1項各号記載の条件を満たさない場合
  - ②掲載情報に誤り又は掲載ソリューションに関して誤解を招く記述がある場合
  - ③ユーザーからのクレームが多発する、その他掲載ソリューションの品質に関する懸念がある場合
  - ④掲載ソリューション又は掲載情報につき、自らの権利を侵害するものとして第三者から何らかの訴え、異議、請求等がなされた場合
  - ⑤その他当社が必要と判断する場合
2. 当社は、前項各号への該当有無の確認のため、API Gallery 上の掲載情報を当社所定の方法で確認しソリューションプロバイダに対して必要な問合せをすることができるものとします。この場合、ソリューションプロバイダは当社からの問合せに誠実に対応するものとします。
3. 前各項に定める事項は、当社の権利であって義務ではないものとし、ソリューションプロバイダは

これを確認し承諾します。

#### 第10条 (ソリューションプロバイダによる解除)

1. ソリューションプロバイダは、当社所定の期日までに当社所定の方法により通知することにより、API Gallery ソリューションプロバイダ契約を解除することができるものとします。
2. 当社は、前項に基づく解除通知を受領した日以降初めに到来する定期反映日において、該当のソリューションプロバイダの全ての掲載情報をAPI Gallery 上から削除するものとし、API Gallery ソリューションプロバイダ契約は、当該削除時点を以て終了するものとします。

#### 第11条 (問合せの取次)

1. 当社は、ソリューションプロバイダが希望する場合において、API Gallery の機能を利用した掲載ソリューション又は掲載情報に関するユーザーからの問合せがあったときは、当社所定の方法により、当該問合せをソリューションプロバイダに取り次ぎます。
2. ソリューションプロバイダは、当社が前項にいう取次に必要な限りにおいて、当社がユーザーその他第三者からの問合せ内容を知得し閲覧することを承諾します。

#### 第12条 (ソリューション利用契約にかかる特則)

1. 掲載ソリューションにかかるソリューションプロバイダとユーザーとの取引には、以下の条件が適用されるものとします。
  - ①ソリューション利用契約は、掲載ソリューションに関するソリューションプロバイダ所定の契約条件により、ソリューションプロバイダとユーザーとの間で直接成立するものとします。
  - ②掲載ソリューションの提供等にかかる対価の精算については、ソリューション利用契約に定める請求及び支払条件に基づき、ソリューションプロバイダとユーザーとの間で実施するものとします。
  - ③ソリューション利用契約上の責任、その他掲載ソリューション及び掲載ソリューション利用にかかる申込の誘因としての掲載情報に関するユーザーその他の第三者に対する一切の責任は、ソリューションプロバイダが負うものとします。
  - ④掲載ソリューション及び掲載情報の瑕疵、破損、アフターサービスの苦情、またはソリューションプロバイダとユーザーとの間で締結したソリューション利用契約の解除等に関するトラブルは全てソリューションプロバイダとユーザーとの間で解決するものとします。
  - ⑤前各号に掲げるほか、掲載ソリューションにかかるユーザーとの取引に関して、ソリューションプロバイダがAPI Gallery を利用したことに起因し又は関連して、ユーザー及び公的機関を含めたあらゆる第三者との間での紛争、法令違反の懸念、捜査が生じた場合には、ソリューションプロバイダはこれらを責任をもって解決するものとし、当社に一切損害を被らせないものとします。また、ソリューションプロバイダがAPI Gallery を利用したことに起因し又は関連して、当社が第三者から請求を受け、当社に損害が生じたときは、ソリューションプロバイダは当社に生じた全ての損害（弁護士費用も含む。）を賠償する責任を負うものとします。

#### 第13条 (ソリューションプロバイダの実施・遵守事項)

1. ソリューションプロバイダは、API Gallery において掲載ソリューションに関する情報提供等を行うにあたり、ユーザーからの問合せへの対応及びソリューション利用契約上の義務の履行を、その責任において実施するものとします。

2. ソリューションプロバイダは、ユーザーからの掲載ソリューション又は掲載情報に関する問い合わせ等に対して、十分な対応を行う体制を構築し、かつこれを維持するものとします。
3. ソリューションプロバイダは、API Gallery における掲載ソリューションに関する情報提供等に際し、掲載ソリューションの不具合、トラブル等が判明した際は当社にすみやかに情報を通知するものとします。
4. ソリューションプロバイダは掲載情報について API Gallery ソリューションプロバイダ契約の契約期間を通じ常に最新、正確かつ完全に保つよう最大限努力するものとします。
5. ソリューションプロバイダは、API Gallery における掲載ソリューションに関する情報提供等に際し、セキュリティを含む掲載ソリューションの品質を維持・向上に努めるものとします。
6. ソリューションプロバイダは、当社又は当社が指定する第三者に対し、ソリューションプロバイダの商標、商号、ロゴを含む掲載情報その他ソリューションプロバイダが API Gallery の利用に際し当社又は当社が指定する第三者に提供するデータ、資料等につき、複製、翻訳、公衆送信、二次的著作物の作成その他方法の如何を問わず利用する権利（自ら利用することと、当社の指定する第三者にこれらの利用を再許諾する権利を含みます）を、当社が API Gallery ソリューションプロバイダ契約に定める自己の役割を果たすにあたり必要な範囲において無償で許諾するものとします。  
（ただし、当社は、ソリューションプロバイダの商標については、ソリューションプロバイダが提供する形から変更せず（当該商標の形状を変更せずに表示のために必要なサイズに変更する場合を除く）、またソリューションプロバイダからの削除要求があった場合には合理的な期間をもってこれに従います。）
7. ユーザーからソリューションプロバイダに対し、掲載ソリューション、掲載情報、その他ソリューションプロバイダの API Gallery の利用に関連し何らかの問合せ、請求又は紛争があった場合、ソリューションプロバイダは、すみやかに当社に通知するものとします。また、ソリューションプロバイダは、自らの費用と責任においてこれらへの対応及び処理解決を行い、当社に一切迷惑をかけないとともに、当社に費用、損害等が生じた場合にはこれを補償するものとします。（ただし、当社の故意又は重過失により発生した問合せや紛争についてはこの限りではないものとします。）
8. 前項の場合において、当社が前項にいう問合せ、請求又は紛争の対応及び処理解決を行う場合、ソリューションプロバイダは、当該対応及び処理解決のために必要となる協力をを行うとともに、当社に生じた費用、損害等を補償するものとします。
9. ソリューションプロバイダは、API Gallery ソリューションプロバイダ契約に基づいて取得する権利について、第三者に譲渡、再許諾等できないものとします。また、API Gallery において当社がソリューションプロバイダに提供した情報その他著作物は、当該ソリューションプロバイダのみ利用することができるものであり、ソリューションプロバイダは当社の書面による事前の承諾なくして、当社から提供を受けた情報その他著作物を第三者に開示し又利用させないものとします。
10. ソリューションプロバイダは、API Gallery ソリューションプロバイダ契約に別段の定めがある場合又はソリューションプロバイダと当社との間で別途合意した場合を除き、当社に対して、名目の如何を問わず一切の金銭その他の請求をしないものとします。

#### 第14条（禁止事項）

1. ソリューションプロバイダは、API Gallery の利用に際し、以下の行為を行わないものとします。
  - ①API Gallery を API Gallery ソリューションプロバイダ契約の主旨に沿わない目的で又はその他不正の目的の為に利用すること
  - ②ユーザーの問合せ情報その他 API Gallery の利用を通じて取得したデータ又は情報を、ユーザー

に対する掲載ソリューションの情報提供又は掲載ソリューションの提供等以外の目的に、ユーザーの同意無しに利用すること（掲載ソリューション以外のソリューションプロバイダ製品等のためのマーケティング又は販売促進等を含むがそれに限られない）

- ③API Gallery ソリューションプロバイダ契約に基づく権利を第三者に譲渡し又は再許諾すること
  - ④API Gallery に関連して使用される当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権等その他一切の権利を侵害する行為、侵害を目的とする行為又は侵害するおそれのある行為
  - ⑤コンピューターウイルス、スパムメール等その他有害なコンピュータプログラム等を送信するなど、当社による API Gallery の提供又は他のソリューションプロバイダ若しくはユーザーによる API Gallery の利用を妨害し、又は提供に支障を来す行為
  - ⑥犯罪行為を助長し、又はその他犯罪行為に結びつくおそれのある行為
  - ⑦当社又は第三者を誹謗中傷し、その名誉、信用を害する行為
  - ⑧API Gallery に関する情報を改竄又は消去する行為
  - ⑨API Gallery について、改変若しくは改ざんをし、又は逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングによるソースコードの解析を行う行為
  - ⑩当社もしくは第三者の設備、又は API Gallery 用設備に無権限でアクセスし、その利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
  - ⑪その他、当社が合理的に、不適切・不相当と判断する行為
  - ⑫上記各号の他、法令、API Gallery ソリューションプロバイダ契約若しくは公序良俗に違反し又は違反するおそれのある行為、API Gallery の運営を妨害する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与えるおそれのある行為
2. ソリューションプロバイダは、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされる若しくはなされたおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。

### 3章 当社による停止・中断

#### 第15条（当社による利用の停止及び契約解除）

1. 当社は、ソリューションプロバイダが以下の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、何らの催告を要せずかつ何らの責任を負うことなく、当該ソリューションプロバイダによる API Gallery の利用を停止し、又 API Gallery ソリューションプロバイダ契約を解除することができるものとします。
- ①仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、仮登記担保契約に関する法律第 2 条に定める通知、手形交換所の取引停止処分もしくは租税公課の滞納その他滞納処分を受け又はこれらの申立、処分、通知を受けるべき事由を生じた場合
  - ②支払停止、支払不能もしくは債務超過の状態に陥り又は破産、会社更生手続及び民事再生手続等の倒産処理手続（当該 API Gallery ソリューションプロバイダ契約締結後に改定され若しくは制定された法令に基づくものを含む。）の申立原因を生じ、又はこれらの申立を受けもしくは自らこれらの申立をした場合
  - ③ソリューションプロバイダが第 14 条（禁止事項）に定める禁止事項のいずれかに該当する行為を実施した場合
  - ④ソリューションプロバイダが第 24 条（反社会的勢力との関係排除）第 1 項又は第 2 項に違反した場合
  - ⑤その他、当社が当該ソリューションプロバイダによる API Gallery 利用の継続が不相当と判断す

る場合

#### 第16条（一時的な中断及び提供停止）

1. 当社は、次の場合には、ソリューションプロバイダへの事前の通知又は承諾を要することなく、API Gallery の提供を中断することができるものとします。
  - ①不可抗力により API Gallery の提供ができない場合
  - ②API Gallery 提供用の設備の保守上又は工事上やむをえない場合
  - ③運用上又は技術上、API Gallery の一時的な中断を必要とする場合
  - ④その他、やむを得ない理由のより、API Gallery の提供ができない場合
2. 当社は、前項に定める他、API Gallery 提供用の設備等の定期点検を行うため、ソリューションプロバイダに事前に通知の上、API Gallery の提供を一時的に中断できるものとします。
3. 当社は、ソリューションプロバイダが第 15 条（当社による利用の停止及び契約解除）第 1 項各号のいずれかに該当する場合又はソリューションプロバイダが API Gallery ソリューションプロバイダ契約に違反した場合には、当該ソリューションプロバイダへの通知若しくは催告を要することなく API Gallery の全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
4. 当社は、前三項に定める事由により API Gallery を提供できなかったことによりソリューションプロバイダ又は第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

#### 第17条（API Gallery の廃止）

1. 当社は、次の各号の一に該当する場合、あらかじめ API Gallery の廃止日をソリューションプロバイダに通知することにより、API Gallery の全部又は一部を廃止し、API Gallery の廃止日をもって API Gallery ソリューションプロバイダ契約の全部又は一部を解除できるものとします。
  - ①API Gallery 廃止日の 90 日前までにソリューションプロバイダに通知した場合
  - ②不可抗力により API Gallery の全部又は一部の提供が不可能となった場合
  - ③第三者サービス等の廃止、提供中止等により API Gallery の全部又は一部の提供が不可能となった場合
2. 当社は、前項に基づく API Gallery の廃止によってソリューションプロバイダに生じた損害又は不利益に対して一切の責任を負いません。

#### 第18条（掲載終了後の当社の責任）

1. 当社は、第 8 条（情報掲載の終了）に従いソリューションプロバイダが掲載情報の掲載を終了した場合、又は理由の如何を問わず API Gallery ソリューションプロバイダ契約が解除され若しくは終了した場合、情報掲載の終了日以後、掲載終了した掲載ソリューション及び掲載情報に関してソリューションプロバイダ、ユーザーその他いかなる第三者に対しても一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、情報掲載の終了日以後、掲載終了した掲載ソリューション及び掲載情報に関するユーザーからの問合せに対し、当社の裁量によりソリューションプロバイダによる掲載情報の掲載及び掲載ソリューションの提供が終了した旨の回答のみ実施する場合がありますが、当該回答の有無にかかわらず、当社は前項のとおり当該掲載ソリューション及び掲載情報に関して一切の責任を負わないものとします。
3. ソリューションプロバイダは、情報掲載等終了日以後、掲載終了した掲載ソリューション及び掲載情報に関するユーザーからの問合せ、クレーム、請求その他の連絡に対し一切の責任を持つものと

します。また、ソリューションプロバイダは、自らの費用と責任においてこれらへの対応及び処理解決を行い、当社に一切迷惑をかけないとともに、当社に費用、損害等が生じた場合にはこれを補償するものとします。

## 4章 機密保持、個人情報保護

### 第19条（機密保持）

1. ソリューションプロバイダ及び当社は、API Gallery の提供に際して相手方から書面、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により開示又は電磁的方法により開示された技術上、営業その他業務上の情報であつて、相手方が当該情報に直接機密である旨表示したもの（以下「機密情報」という。）について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、第4項で定める者に開示する場合を除き、機密情報を第三者に開示してはならないものとします。（以下、本条において機密情報を開示する当事者を「開示者」といい、開示される当事者を「被開示者」という。）
2. 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は機密情報に含まれないものとします。
  - ①開示時点で既に公知のもの又は開示後に被開示者の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
  - ②開示時点で被開示者が既に保有しているもの
  - ③開示後に被開示者が守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
  - ④開示後に被開示者が機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの
  - ⑤オープンソースソフトウェアの著作権者より開示を義務付けられているもの
3. 被開示者は、開示者から開示された機密情報について、API Gallery ソリューションプロバイダ契約の目的の範囲内でのみ使用するものとし、API Gallery ソリューションプロバイダ契約の履行にあたり必要となる場合を除き、複製、改変が必要な場合は、事前に開示者から書面又は電磁的方法による承諾を受けるものとします。
4. 被開示者は、API Gallery ソリューションプロバイダ契約の履行に必要な範囲において、自己及び直接又は間接の親会社の役員、従業員に対して機密情報を開示できるとともに、API Gallery の提供に必要な委託先その他の第三者及び弁護士、税理士、公認会計士その他法令に基づき守秘義務を負う者に対して、開示できるものとします。ただし、被開示者は、第三者に開示した機密情報の機密保持について、開示者に対してAPI Gallery ソリューションプロバイダ契約上の責任を負うものとします。
5. 第1項にかかわらず、被開示者は、法令、通達、ガイドライン等（以下総称して「法令等」という。）に基づき、開示を要求される場合には、要求される範囲に限り機密情報を開示することができるものとします。ただし、当該開示を行うにあたっては、必要最小限の範囲での開示となるよう合理的な努力を行うものとし、事前に（緊急止むを得ない場合には、事後速やかに）開示者に対して当該開示について通知するものとします。
6. API Gallery ソリューションプロバイダ契約が終了した場合又は開示者から要請があった場合、被開示者は、開示者から開示された機密情報を開示者の要請に応じて開示者及び被開示者間で協議の上定めた方法に従い破棄又は消去した上で、開示者の要請がある場合、当該破棄日又は消去日から起算して30日以内に開示者及び被開示者間で協議の上定める確認書を提出するものとします。

### 第20条（個人情報の取り扱い）

1. API Gallery ソリューションプロバイダ契約の履行において、ソリューションプロバイダ及び当



社が相手方に個人情報の提供を行う場合、本条の定めに従うものとします。なお、個人情報とは、「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」（以下「法」という。）第2条第1項で定める個人情報をいいます。

2. ソリューションプロバイダ及び当社は、相手方に対し提供する情報に個人情報が含まれる場合は、個人情報を提供する正当な権利を有することを保証するとともに、あらかじめ書面にて当該個人情報を特定し、明示しなければならないものとします。ソリューションプロバイダ及び当社が本項に違反した場合、その相手方は当該情報について本条の定めに基づく義務を負わないものとします。
3. ソリューションプロバイダ及び当社は、個人情報の取扱いについて、次の各号で定める義務を負うものとします。
  - ①個人情報を API Gallery ソリューションプロバイダ契約の履行以外の目的のために利用（以下「目的外利用」という。）しないこと
  - ②個人情報を第三者に提供しないこと（ただし、第6項又は第7項に該当する場合には、第三者に個人情報を提供することができるものとする。）
  - ③個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等（以下「漏洩等」という。）の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じること
  - ④自己の責任において、API Gallery ソリューションプロバイダ契約により個人情報を取り扱う自己の従業者（雇用関係にある従業員のみならず、取締役、執行役、監査役、派遣社員等を含み、以下「従業者」という。）に本条の義務を遵守させること
4. ソリューションプロバイダ及び当社は、個人情報の取扱いを円滑に推進するために、それぞれ個人情報保護担当者を定め相手方に書面又は電磁的方法により通知（これを変更した場合も同様とする。）し、相手方からの要請、指示等の受理、相手方への依頼又は報告その他相手方との連絡、確認等については、原則として個人情報保護担当者を通じて行うものとします。なお、個人情報保護担当者は、自己の従業者への指示管理を行うものとします。
5. ソリューションプロバイダ及び当社は、相手方に対し、個人情報の取扱いにつき第3項の義務の履行状況を、個人情報の利用期間中6か月に一度の頻度（ただし、API Gallery の利用期間が6か月に満たない場合には、利用期間満了時とする。）にて報告し、内容につき相手方は確認するものとします。
6. ソリューションプロバイダ及び当社は、API Gallery ソリューションプロバイダ契約を履行するにあたり、委託先に個人情報の全部又は一部の取扱いを委託する場合、事前に相手方の書面による承諾を得るものとし、本条で定める自己の義務と同等以上の義務を当該委託先に課すとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託先に対する必要かつ適切な監督を行うものとします。
7. 第3項及び前項にかかわらず、ソリューションプロバイダ及び当社は、法令等に基づき、提供を義務付けられる場合には、義務付けられる範囲に限り第三者に対し個人情報を提供することができるものとします。ただし、当該提供を行うにあたっては、必要最小限の範囲での提供となるよう合理的な努力を行うものとし、事前に（緊急止むを得ない場合には、事後速やかに）相手方に対して当該提供について通知するものとします。
8. ソリューションプロバイダ及び当社は、API Gallery ソリューションプロバイダ契約の履行にあたり必要となる場合を除き、相手方の事前の書面又は電磁的方法による承諾を得ることなく、個人情報を複製してはならないものとします。なお、個人情報の複製物の取扱いは本条に従うものとします。
9. ソリューションプロバイダ及び当社は、個人情報の漏洩等が発生した場合は、直ちに相手方に報告を行い、対応等について相手方と協議するものとします。

10. ソリューションプロバイダ及び当社は、相手方から個人情報を受領した場合、ソリューションプロバイダ及び当社間の協議の上定めた方法に従い、個人情報の受領証を相手方に提出するものとします。
11. API Gallery ソリューションプロバイダ契約が終了した場合又は相手方から要請があった場合、ソリューションプロバイダ及び当社は、相手方から提供された個人情報を相手方の要請に応じてソリューションプロバイダ及び当社間で協議の上定めた方法に従い破棄又は消去した上で、当該破棄日又は消去日から起算して 30 日以内にソリューションプロバイダ及び当社間で協議の上定める確認書を相手方に対して提出するものとします。
12. ソリューションプロバイダ及び当社は、相手方から提供された個人情報の主体（以下「本人」という。）に対して法第 27 条から第 33 条で定める個人情報の利用目的の通知、開示、訂正等及び利用停止等（以下総称して「開示等」という。）を行う権限を有せず、本人から開示等の請求を受けた場合、速やかにその旨を相手方に通知するものとし、当該通知を受けた相手方は本人に対して必要な対応を取らなければならないものとします。
13. ソリューションプロバイダ又は当社は、前項の定めによる必要な対応を行わなかったことにより相手方が本人又は関係する第三者から法第 34 条で定める裁判上の訴えを提起された場合、自己の責任と費用をもって当該訴えを処理し解決するものとします。
14. ソリューションプロバイダ及び当社は、本条の内容及び安全管理措置その他付随する事項を変更する必要がある場合、変更内容、変更範囲、変更に必要な費用等を考慮し、その対応について誠実に協議するものとします。

## 5章 雑則

### 第21条（責任の範囲）

1. 当社は、ソリューションプロバイダが API Gallery を利用することにより得た情報等についていかなる保証責任も負わないものとします。
2. 当社は、API Gallery について、正確性、合法性、有用性及びソリューションプロバイダが意図する利用目的への適合性等に関し、いかなる保証責任も負わないものとします。
3. ソリューションプロバイダが API Gallery を利用する際にサーバ等の設備に蓄積したデータ等が消失し、又は第三者により改ざん等された場合、当社は、技術的に可能かつ当社が合理的と判断する範囲で当該データ等の復旧に努めるものとし、その復旧への努力をもって、消失又は改ざん等に伴うソリューションプロバイダ又は第三者からの損害賠償の請求を免れるものとします。
4. 当社は、当社の故意又は重過失の場合を除き、いかなる場合も、ソリューションプロバイダ及びユーザー、その他の第三者において生じた損害について損害賠償責任を負わないものとします。

### 第22条（不可抗力）

1. 当社は、不可抗力による API Gallery ソリューションプロバイダ契約の履行遅滞又は履行不能について、ソリューションプロバイダに対し責任を負わないものとします。
2. 当社は、次の事由による API Gallery ソリューションプロバイダ契約の履行遅滞又は履行不能について、ソリューションプロバイダに対し責任を負わないものとします。
  - ①API Gallery ソリューションプロバイダ契約締結時点において合理的な範囲で把握できなかったコンピュータウイルス、ハッキング、サイバーアタック、第三者による不正アクセス行為その

他セキュリティの脆弱性に起因するもの

- ②当社の責によらないハードウェア又はソフトウェアの不具合によるもの
- ③API Gallery ソリューションプロバイダ契約の履行の際に当社のシステムに接続されるソリューションプロバイダ等のシステム、サービス又はネットワークの不具合に起因するもの
- ④当社が善良なる管理者としての注意を払ったが予見できなかった設備又はソフトウェアの不具合、又はトランザクションの過度の集中によるシステムダウンに起因するもの
- ⑤電気通信事業者の責に帰すべき故障、アクセス不能及び性能の劣化に起因するもの
- ⑥端末機器、周辺機器、その他のソフトウェア及び通信回線等、本サービスに含まれるコンピュータプログラムの稼動環境に含まれる第三者のソフトウェアに起因した、コンピュータプログラムの稼動不良に起因するもの

#### 第23条（著作権等）

1. API Gallery において当社が提供するホームページ等のコンテンツ、プログラム、画面デザイン、マニュアル、その他一切の著作物の著作権は、ソリューションプロバイダ又は第三者が従前保有していたものを除き、当社に帰属するものとし、API Gallery ソリューションプロバイダ契約において明示的に定められている場合を除き、ソリューションプロバイダは複製、翻案、公衆送信等を含む一切の利用権を許諾されるものではないことを承諾します。
2. ソリューションプロバイダは、前項に定める他、API Gallery に関するその他の知的財産権及びノウハウ等を取得するものでないことを確認し承諾します。

#### 第24条（反社会的勢力との関係排除）

1. ソリューションプロバイダ及び当社は、自己及び自己の役員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. ソリューションプロバイダ及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害す

る行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3. 第 15 条(当社による利用の停止及び契約解除)第 1 項第 4 号で定める事由に該当したことにより、API Gallery ソリューションプロバイダ契約の全部又は一部を解除された者は、自己に損害が生じた場合にも、相手方に何らの請求を行わないものとします。また、当該相手方に損害が生じた場合は、その賠償責任を負うものとします。

#### 第25条 (存続条項)

1. API Gallery ソリューションプロバイダ契約の終了後においても、第 19 条 (機密保持) は契約の終了後 3 年間は有効に存続し、第 6 条 (当社の役割) 第 2 項、第 12 条 (ソリューション利用契約にかかる特則)、第 13 条 (ソリューションプロバイダの実施・遵守事項) 第 7 項乃至第 10 項、第 18 条 (掲載終了後の当社の責任)、第 20 条 (個人情報取扱い保護)、第 21 条 (責任の範囲)、第 23 条 (著作権等)、第 32 条 (契約終了後の処理)、第 26 条 (分離可能性)、第 27 条 (合意管轄)、第 28 条 (準拠法) 及び第 29 条 (協議) は有効に存続するものとします。

#### 第26条 (分離可能性)

1. API Gallery ソリューションプロバイダ契約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効と判断された場合であっても、API Gallery ソリューションプロバイダ契約全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効と判断された条項その一部については、有効となるために必要な範囲で修正し、その趣旨及び同等の効果が最大限確保されるよう解釈されます。

#### 第27条 (合意管轄)

1. API Gallery ソリューションプロバイダ契約及び API Gallery の利用に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第28条 (準拠法)

1. API Gallery ソリューションプロバイダ契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

#### 第29条 (協議)

1. API Gallery ソリューションプロバイダ契約に定めのない事項その他 API Gallery ソリューションプロバイダ契約の条項に関し疑義を生じた場合は、ソリューションプロバイダ及び当社間で協議の上円満に解決を図るものとします。

#### 附則

本規約は、2021 年 8 月 26 日から適用されます。

#### 附則

本規約は、2022 年 2 月 28 日から適用されます。